

編集委員会から

著作権とパブリックドメイン

学術論文を書いて日本食品工学会誌のような学術雑誌に投稿すると、掲載される前に、たいいてい著作権移譲の書類を提出します。どうしてでしょうか。

著作権（copyright）は、もともとは著作者の権利の保護のためにつくられたものですが、現在のようなインターネット上のデジタル情報を想定していません。学術雑誌の著作権もたいいてい All rights reserved（全著作権所有）です。商業誌のみならず学会誌も、おそらく、ビジネス上の理由で著作権移譲を前提としていたと思います。（学会が著作権を保有しているメリットはビジネスの観点以外でもいくつか考えられるようです。）研究成果には著作権は成立しないので、本来は論文著者のみが著作権を保有していることになります。

最近著作権を著者が保有するというスタイルができています。それがオープンアクセスです。実は、日本食品工学会誌は、WEB上ですべての論文・記事を閲覧できるのでオープンアクセスとうたっていますが、著作権の観点からは、通常のオープンアクセスとは異なります。

著作権は、複雑で難解なので、また、議論したいと思いますが、今回は「著作物の自由な流通を保証する」ためにも利用されるクリエイティブ・コモンズライセンス（Creative Commons license, CCL）*について紹介します。

all rights reserved に対して面倒なのでパブリックドメイン「no rights reserved」にしてみようと、利用方法を自分では制御・制限できません。CCLでは、一部の権利保持「some rights reserved」を簡単に表示することができます。

例えば



著者名を表示するだけでよい



著者を表示、非営利の利用のみ、改変禁止

各記号の意味は下記のとおりです。



表示（attribution, BY） 著者名を表示すること



非営利（no commercial use, NC）



改変禁止（no derivative, ND）



継承（share alike, SA） 二次著作物の頒布は同じライセンスの元でのみ可能

オープンアクセスでは本人が著作権を保有するので上記のような制限を自分で設定することが多いようです。

「つぶやき」ですが、ついにシニア以外からの原稿を掲載することができました。シニアゴルフ選手権は50歳以上だそうですが、日本食品工学会のシニアはもっと上の年齢ですね。

（山口大学 山本修一）

*NPOのクリエイティブ・コモンズ（Creative Commons, CC）が著作物の利用促進のために開発したライセンス

<https://ja.wikipedia.org/wiki/クリエイティブ・コモンズ・ライセンス>